

2. 2 モデル自治体に対する廃棄物会計基準案試行モデルの適用

県内の3自治体の協力を得て、廃棄物会計基準案を適用し、3自治体の廃棄物会計（原価計算書、行政コスト計算書、貸借対照表）を作成した。以下に、モデル3自治体の概要と、自治体毎の廃棄物会計作成結果を示す。ここでは、廃棄物会計作成結果を示すのみとし、結果の分析は関連のグラフ、詳細データとともに、「3. 1 モデル自治体の廃棄物会計の分析」において記述した。

(1) 廃棄物会計基準案試行モデル自治体の概要

表 2-1 に、各モデル自治体のプロフィール、廃棄物処理システムの概要を示す。

表 2-1 廃棄物会計試行モデル自治体の概要

自治体名	項目	概要
自治体 A	人口	296,959 人（平成 16 年 3 月末時点）
	可住地面積	197km ² （平成 16 年 3 月末時点）
	廃棄物処理体系	収集運搬については、可燃ごみ、不燃ごみが直営、その他は民間委託。 中間処理・最終処分は全て直営。 再資源化は、直営中間処理施設での焼却残渣を県のガス化溶融施設にて再資源化している他は、全て民間委託。
	備考	平成 17 年 2 月に他自治体と合併した。ただし平成 16 年度は、廃棄物処理システム等の統合を行っていないため、平成 16 年度における旧自治体 A のデータを用いて試行した。
自治体 B	人口	99,969 人（平成 16 年 3 月末時点）
	可住地面積	178.97km ² （平成 16 年 3 月末時点）
	廃棄物処理体系	収集運搬は全て直営。 中間処理は一部事務組合に委託。 再資源化は一部事務組合及び民間事業者に委託。 なお、不燃ごみの最終処分施設は直営。
	備考	平成 17 年 11 月に他自治体と合併したため、合併前（平成 16 年度）のデータを用いて試行した。

自治体名	項目	概要
自治体 C	人口	39,155 人（平成 16 年 4 月 1 日）
	可住地面積	107km ² （平成 16 年 4 月 1 日）
	廃棄物処理体系	<p>収集運搬は、段ボール、古紙、古布を除いて直営。段ボール、古紙、古布は民間委託。</p> <p>可燃ごみ、不燃ごみの中間処理、不燃ごみの最終処分は直営。可燃ごみの焼却残渣は県施設にてガス化溶融。</p> <p>再資源化は、段ボール、古紙、古布を除いて直営。段ボール、古紙、古布は収集運搬と共に民間委託。びん（無色、茶、その他の色）、紙容器包装は、住民の分別が徹底しているため、直営施設では一時保管のみを行っている。</p>
	備考	—

（２）自治体 A

自治体 A の平成 16 年度（平成 16 年度末）の廃棄物会計（原価計算書、行政コスト計算書、貸借対照表）を次ページ以降に示す。

なお、2 章に示した原価計算結果では各部門（例えば、収集運搬、中間処理・最終処分、再資源化）における廃棄物・資源物取扱量で除す形で処理費等単価を計算した。一方、3 章に示すグラフにおいては、収集運搬により回収した廃棄物・資源物全量（持込みや集団回収により回収した廃棄物・資源物を含む）で、各費用を除すことにより処理費等単価を計算した。従って、2 章における表中の単価と後に示すグラフ中の単価には金額の差異があることに留意されたい。